

○財務省告示第九十二号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、財務省の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務を委任する件（平成十七年財務省告示第四百四号）の一部を次のように改正する。ただし、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第二条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項又は第三十六条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における同法に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに同法第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案がされた場合における同法に規定する行政機関非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結若しくは解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。

令和四年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第二百二十四条及び個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）第三十条第一項の規定に基づき、財務大臣の所掌に係る法第五章第二節から第五節まで（法第六十八条第一項、第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、令第三十条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

改正前

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。以下「令」という。）第二十二条第一項の規定に基づき、財務大臣の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、令第二十二条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、財務省の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に係る権限又は事務を委任する件（平成十六年六月財務省告示第二百九十号）は、平成十七年三月三十一日限り、廃止す

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員
の官職

財務大臣の所掌に係る法第五章第二節から第
五節まで（法第六十八条第一項、第七十四条及
び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又
は事務のうち、次表上欄に掲げる機関の所掌に
係るものについては、同表下欄に掲げる職員に
委任すること。

税関	財務局 （財務支局を含む。）
沖縄地区税関	財務局長 （財務支局にあつて は、財務支局長）
税関	税関長
沖縄地区税関	沖縄地区税関長

る。

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員
の官職

財務大臣の所掌に係る法第二章から第四章の
二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。
）に定める権限又は事務のうち、次表上欄に掲
げる機関の所掌に係るものについては、同表下
欄に掲げる職員に委任すること。

税関	財務局 （財務支局を含む。）
沖縄地区税関	財務局長 （財務支局にあつて は、財務支局長）
税関	税関長
沖縄地区税関	沖縄地区税関長

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。